

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つるぎ町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態の発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託している。業者選定の際は業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

つるぎ町長

公表日

令和5年6月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法の規定に基づき、介護保険の被保険者資格・賦課・収納・受給・給付等の管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、介護保険法及びつるぎ町介護保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき次の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格関係事務 被保険者の資格の取得・喪失等を行う。 2. 賦課関係事務 被保険者の賦課等を行う。 3. 収納関係事務 被保険者の保険料収納等を行う。 4. 受給関係事務 被保険者の要介護(支援)認定等を行う。 5. 給付関係事務 被保険者の給付実績管理等を行う。 6. 地域支援事業関係事務 被保険者の地域支援事業利用申請の受理・支給決定等を行う。 7. 保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 <p>※当町では、「7. 保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	<p>介護保険システム 収納管理システム 滞納管理システム 宛名システム(団体内統合宛名システム) 中間サーバ 申請管理システム</p> <p>伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用する。 データについて、電子メール方式で保険者と国保連合会で、データの送受信を行うシステムのこと。 なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>

2. 特定個人情報ファイル名

<p>【業務ファイル】 被保険者台帳情報ファイル 賦課情報ファイル 受給者情報ファイル 給付情報ファイル 収納情報ファイル 滞納管理情報ファイル</p> <p>【伝送通信ファイル】 受給者情報異動連絡票ファイル 受給者情報訂正連絡票ファイル ※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。</p>	
---	--

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項別表第一 68の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) <ul style="list-style-type: none"> ・50条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(2. 3. 6. 8. 11. 26. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 94. 108の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(93の項) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」が含まれる項(94の項) 情報照会の根拠(第46, 47条)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	長寿介護課	
②所属長の役職名	長寿介護課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	つるぎ町 長寿介護課 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 0883-62-3111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	つるぎ町 長寿介護課 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 0883-62-3111	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入主) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[C] 自己点検 [C] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	特定個人番号ファイルの取り扱う事務(事務の概要)	保険者業務のみの記載	国保連合会に業務委託している業務の追加(保険者事務共同処理業務)	事前	指針となる介護保険最新情報が送付されたため(12/15付)
平成28年12月21日	特定個人番号ファイルの取り扱う事務(システムの名称)	保険者業務システムのみの記載	国保連合会との間でデータの送受信を行うシステムの追加(伝送通信ソフト)	事前	指針となる介護保険最新情報が送付されたため(12/15付)
平成28年12月21日	特定個人情報ファイル名	保険者業務ファイルのみの記載	伝送通信ファイルの追加	事前	指針となる介護保険最新情報が送付されたため(12/15付)
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	①部署 保険課 ②所属長 保険課長 松岡 浩美	①部署 長寿介護課 ②所属長 長寿介護課長 松岡 浩美	事後	機構改革に伴う課名変更のため
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 つるぎ町 保険課 徳島県美馬部つるぎ町貞光字東浦1-3 0883-62-3111	請求先 つるぎ町 長寿介護課 徳島県美馬部つるぎ町貞光字東浦1-3 0883-62-3111	事後	機構改革に伴う課名変更のため
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 つるぎ町 保険課 徳島県美馬部つるぎ町貞光字東浦1-3 0883-62-3111	連絡先 つるぎ町 長寿介護課 徳島県美馬部つるぎ町貞光字東浦1-3 0883-62-3111	事後	機構改革に伴う課名変更のため
平成28年10月28日	個人番号の利用	法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一(68の項)	法令上の根拠 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 68の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) ・50条	事後	評価書の見直し
平成28年10月28日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第1項第7号、別表第二 第93、94、95の項 並びに介護保険法施行令第	②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56、62、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(83の項)	事後	評価書の見直し
			(別表第二における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)		
平成28年11月31日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(事務の概要)	7. 保険者事務共同処理業務 当初において、「保険者事務共同処理業務」を国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、個人番号が記載された「受給者運動連絡票(訂正時)」は訂正連絡票)を提供している。	7. 保険者事務共同処理業務 高年齢者総合支庁(支庁)サービス費の事務に個人番号を利用し、当初の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 また、高齢障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当初の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当初では、「7. 保険者事務共同処理業務」において、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者運動連絡票(訂正時)」は訂正連絡票)を提供している。	事後	指針となる介護保険最新情報が送付されたため(平成28年11月30日付)
平成30年7月10日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56、62、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(83の項)	②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(2、3、6、8、11、26、30、39、42、56、62、58、61、62、80、87、94、108の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」が含まれる項(93の項) ・情報照会者「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」が含まれる項(94の項)	事後	評価書の見直し
			(別表第二における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)		
平成30年7月10日	評価実施機関における担当部署		長寿介護課長 課長名	事前	
令和1年6月21日	IVリスク対策		追加	事前	
令和1年6月21日	①③システムの名称	なし	「申請管理システム」を追加	事前	